

2 スキムミルク関係

○ 関税暫定措置法（抄）

〔 昭和 35 年 3 月 31 日法律第 36 号
最終改正：平成 27 年 3 月 31 日法律第 10 号 〕

（趣 旨）

第 1 条 この法律は、国民経済の健全な発展に資するため、必要な物品の関税率の調整に関し、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）及び関税法（昭和 29 年法律第 61 号）の暫定的特例を定めるものとする。

（用途外使用等の制限）

第 10 条 第 4 条の規定により関税の免除を受け、又は第九条第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品は、その輸入の許可の日から二年以内に、その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

（罰則）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 9 条の 2 第 6 項の規定に違反して同項の製造用原料品を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者
- 二 第 10 条の規定に違反して同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

○ 関税暫定措置法施行令（抄）

〔 昭和 35 年 3 月 31 日政令第 69 号
最終改正：平成 27 年 3 月 31 日政令第 165 号 〕

（軽減税率等の適用についての手続等）

第 33 条 5 法第 9 条第 1 項 の軽減税率の適用を受けた前条第 1 項第 1 号に掲げる物品の輸入者その他の配分を行う者（以下この項及び次項において「配分機関」という。）及び当該物品の給食を実施する法の別表第 1 第 0402・10 号の 2 の(1)に規定する小学校、中学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校、特別支援学校若しくは幼稚園又は関税定率法施行令第 65 条（児童福祉施設の指定）に規定する児童福祉施設若しくは児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項、第 10 項若しくは第 12 項に規定する事業による保育を行う者（以下この項及び次項において「学校等」という。）並びにこれらの者の委託を受けて当該物品を使用して給食用の加工食品を製造する者は、当該物品及びこれを使用して製造した給食用の加工食品（以下この項において「給食用加工食品」という。）に関する帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、給食を実施する学校等にあつては、配分先の記載は、することを要しない。

- 1 受け入れた当該物品又は給食用加工食品の受入年月日及び受入先（当該物品の輸入者にあつては、輸入の許可の年月日及び許可書の番号）、種類、数量、価格並びに蔵置場
- 2 当該配分機関及び学校等にあつては、配分した当該物品又は給食用加工食品の種類、数量、価格、配分年月日、配分先及び蔵置されていた場所
- 3 給食用加工食品を製造する者にあつては、使用した当該物品の種類、数量及び価格並びにこれを使用して製造した給食用加工食品及び納入した当該給食用加工食品の品名、数量及びその年月日